

# 十勝製菓株式会社設立

キャンディ・菓子製造



▶「新会社設立が、モデルケースとなり、次の企業誘致のきっかけになればうれしい」と濱口清代表取締役社長。(写真左)

▶「6次産業化と閉校を再利用した取り組みが、新たなモデルケースである」と竹中貢町長。(写真中央)

▶「原料について全面的にバックアップし、上士幌の農産物をPRしたい」と小椋茂敏上士幌町農業協同組合代表理事組合長。(写真右)



松屋製菓株式会社(三重県伊勢市)が、本町に北海道十勝伊勢市)が、本町に北海道十勝をブランド化したキャンディ及び菓子の製造を行う新会社「十勝製菓株式会社」を設立し、旧北居辺小学校敷地内住宅に事務所を開設しました。

北海道の委託事業である平成25年度安全安心のための移住・二地域居住加速事業の転地型テレワーク(体験移住+テレワーク)試行調査を、NPO法人住んでみたい北海道推進会議が受託し、三重県伊勢市の松屋製菓株式会社が、本町で「ちょっと暮らし(生活体験)」を行ったのがきっかけでした。

当面は、伊勢市内の工場で、上士幌町農業協同組合の

協力による十勝産の小豆や牛乳、十勝養蜂園の蜂蜜などを使用したキャンディを開発し、全国発売する予定となっています。

これらのキャンディの生産量や売上額が一定に達した時点で、小学校体育館部分を一部改装するなどして、製造ラインを建設したいとしています。

このことは、昨年12月22日(月)、山村開発センターで行われた記者発表会で発表されました。

このほか、記者発表会で

書の調印が行われました。

松屋製菓株式会社の濱口清

代表取締役社長は、「十勝は

菓子の原料となる素材が豊富

にあり、メーカーにとつても

このうえない立地条件。素材

の宝庫である十勝の農畜産物

にこだわったオリジナルの

キャンディを全国に発信して

いきたい」とし、「今後、キヤ

ンディの種類を増やしていく

たい。土産用の菓子の製造も

構想している」と話されました。

また、「地元の生産者と交

流し、小学校にて工場が稼働

した際には、地元からパート

15人程度を雇用したい」と地

域に根差した会社にしたいと

話されました。

## 旧北居辺小学校を活用!

松屋製菓株式会社(三重県伊勢市)が

きつかけは、上士幌町のフィールドで実施された  
北海道委託 転地型テレワーク事業  
(受託者:NPO法人住んでみたい北海道推進会議)

# 十勝製菓株式会社を設立

※テレワークとは…

tele=離れたところで+work=働く  
ICTを活用した「場所」や「時間」にとらわれない柔軟な「働き方」であり、企業力をアップし、社員のさまざまな問題の解消を図る、新しいワークスタイル。松屋製菓株式会社は、転地型テレワーク(地域資源活用型)にて、「食」や「観光」といった北海道ならではの地域資源をビジネスに取り入れることを目的に実施されました。

土地や建物、株式を売って譲渡所得がある人や事業所得がある人は、帯広税務署（帯広市西5条南6丁目1番地）で申告してくださいますようお願いします。



所得税の確定申告及び住民税（道町民税）の申告受付を下記の日程で行います。受付期間は、3月16日月までです。お早めにご申告ください。

# 確定申告がはじまります

＝申告相談期間は、2月16日月～3月16日月＝

日付	受付行政区
2月16日月	1・2区
2月17日火	3区
2月18日水	4・5・6区
2月19日木	7・8区
2月20日金	9・10・12・13・14区
2月23日月	11・16区・その他
2月24日火	15区・ぬかびら・幌加・三股
2月25日水 以降	全行政区

## 【申告書の提出が必要な方（主なもの）】

- ◇給与のほかに20万円を超える所得がある方
- ◇2カ所以上から給与収入がある方
- ◇事業所得や不動産所得のある方
- ◇土地・建物を譲渡した方
- ◇公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた残額がある方

## 場所

**役場A会議室**  
(消防庁舎2階)

## 時間

平日の9:00～11:30、13:00～16:00

※申告会場は大変混雑します。混雑の状況により長時間お待ちいただく場合があります。ご自宅で国税庁のホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「e-Tax(電子申告)」を利用していただくと、簡単に電子申告または申告書の作成ができますのでこちらもご利用ください。

## 【申告の際持参するもの】

- ①印鑑
- ②収入及び支出が明らかにできるもの
  - 給与や年金の源泉徴収票・支払調書、社会保険料控除証明書、生命保険料などの控除証明書など
- ③還付申告の場合、口座番号等が分かるもの
  - 本人名義のもの

※公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、この場合であっても、所得税の還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。また、源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けるときは、公的年金等に係る雑所得以外の所得があるときは、住民税の申告が必要です。

※平成26年中に所得がなかった方や、所得が一定額以下のため住民税が課税されない方であっても、所得・課税証明書の発行や国民健康保険などの制度のため、住民税の申告が必要となる場合があります。

※お問い合わせは、帯広税務署（☎0155-24-2161）または町民課賦課担当（☎2-4294）まで